

香川地方最低賃金審議会
第4回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時：令和6年8月5日（月）13：15～15：20

1 主な審議事項

(1) 香川県最低賃金額改正の審議について

2 議事要旨

(1) 香川県最低賃金額改正の審議について

労使各側委員の主張内容及び公益委員の考え方

労働者側委員	<p>(1回目) 62円引上げ、時間額980円を提示する。 根拠：連合の2024年春季生活闘争回答集計の有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額62円(時給、加重平均)とした。</p> <p>(2回目) 58円引上げ、時間額976円を提示する。 根拠：新しい資本主義のグランドデザインに掲げられている1500円を10年で達成できる金額とした。</p>
使用者側委員	<p>(1回目) 37円引上げ、時間額955円を提示する。 根拠：令和6年消費者物価指数(高松市)の中で前年同月比の上昇率が最も高い5月の4.0%を現在の最低賃金額918円に乗じて少数点以下を切り上げて955円とした。</p> <p>(2回目) 41円引上げ、時間額959円を提示する。 根拠：連合の2024年春季生活闘争回答集計の賃上げ(月例賃金)の平均賃金方式300人未満計の定昇相当込み賃上げ率4.45%を現在の最低賃金額918円に乗じて少数点以下を切り上げて959円とした。</p>
公益委員	全会一致

3 審議の結果

(1) 香川県最低賃金額改正の審議について

引き続き、次回専門部会で審議することとなった。